

入間市市民会館の設置及び管理条例を廃止する条例 要旨

1 経緯

昭和48年5月に開館し、令和5年度で築50年となる入間市市民会館は、耐震診断で倒壊又は崩壊する危険性があると判定されたことから、利用者の安全確保のため、令和3年4月1日より一時閉鎖しております。

その間、市民会館の整備の方向性について検討・協議を重ねてまいりました。

その結果、費用対効果の観点から耐震改修工事は実施しないこと、単独の大規模ホールではなく、周辺のまちづくりに資する施設として整備することが望ましいと判断し、「新たな場所への移転新設」を整備方針として決めました。

また、入間市市民会館の設置及び管理条例には、「指定管理者に会館の管理を行わせる」旨が規定されていますが、解体までの間に必要な施設の維持管理は最低限のものとなるため、指定管理によらず直営で行うほうが効率的になります。

以上のことから、「市民会館の設置及び管理条例」を廃止するものです。

2 施行日

令和5年4月1日